

規程:品審 0001

監査品質審査規程

2005年5月11日制定
2022年3月10日改訂

第1条（目的）

本規程は、特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会（以下、「協会」という）が、会員又は認定監査人の行った情報セキュリティ監査の品質の維持および情報セキュリティ監査の品質向上のための監査品質審査の取り扱いを定めることを目的とする。

第2条（定義）

監査品質審査は、以下のときに会員又は認定監査人が実施した監査に対し、情報セキュリティ監査制度に基づき、審査の基準に示された監査水準に適合するか否かを評価するとともに、より高い水準となるための支援のあり方を示すことをいう。

- ・利害関係者からの苦情があったとき
- ・会員から申出があったとき
- ・その他監査の適切さを維持するために協会が必要と認めたとき

第3条（用語）

本規程で用いる用語は審査委員会規程によるほか、以下のものを用いる。

情報セキュリティサービス審査登録制度とは、経済産業省が定めた情報セキュリティサービス基準に定める品質要件を満たすサービスを、情報セキュリティサービス審査登録機関基準を満たす審査機関が行う審査により評価し、公表する制度をいう。

第4条（審査の基準）

審査の基準として、下記の基準を用いる。

1. 情報セキュリティ監査基準
2. 上記1号に基づき協会が定める倫理規程をはじめとする、各種の規程・規則・ガイドライン、監査の指針
3. 利害関係者と審査対象者の間での合意事項。これには、対象とする監査に係る契約、公的な制度にあっては当該制度に基づいて要求される各種遵守事項を含む。

第5条（当事者の協力義務）

1. 監査品質審査の申出を行った利害関係者は、円滑な審査の遂行に協力すると共に、審査に関わる秘密を厳守し、協会が求めた場合には秘密保持の誓約をしなければなら

ない。

- 二. 監査品質審査の対象となる情報セキュリティ監査を行った審査対象者は、正当な理由がある場合を除き、監査品質審査に協力すると共に、審査に関わる秘密を厳守し、協会が求めた場合には秘密保持の誓約をしなければならない。

第6条（免責事項）

- 一. 協会は、監査品質審査の結果として示された決定と処置により、会員並びに認定監査人及び利害関係者に対して生じた損害や精神的苦痛に関して一切の責任を負わない。
- 二. 監査品質審査により生じた紛争に関わる責任は協会が負い、その審査に関与した審査委員会委員、専門委員、その他協会事務職員を含む審査業務関係者はいずれも一切の責任を負わない。

第7条（監査品質審査の対象）

以下のいずれかに該当する場合、監査品質審査の対象とすることができる。

1. 利害関係者が会員又は認定監査人が実施した監査に対して、協会が定める品質審査申出書（以下、「品質審査申出書」と記す）を協会に提出し、協会がこれを受理したとき。
2. 会員又は認定監査人が「品質審査申出書」を協会に提出し、協会がこれを受理したとき。
3. 協会が把握している過去2カ年度内に行われた情報セキュリティ監査から予備調査の結果に基づき監査品質審査対象として選定し、それを「品質審査申出書」にとりまとめ理事会の承認を得たとき。
4. 情報セキュリティサービス審査登録制度に基づき協会が審査した監査機関が行った監査であって、当該審査活動の結果に基づき「品質審査申出書」にとりまとめ理事会の承認を得たとき。
5. 倫理審査規程第7条二項により、審査委員長が監査品質審査による審査を行うと決定したとき。
6. 懲戒処分等に関する規程第11条に基づき理事会が異議を認め、再審査を行うと決定したとき。

第8条（予備審査と申出書の受理）

- 一. 第7条1号または2号による「品質審査申出書」が提出された場合、予備審査を行う。予備審査の実施は、第7条の利害関係者及び監査当事者から独立した専門委員1名以上に依頼することができる。
- 二. 「品質審査申出書」の内容を分析し、必要に応じて利害関係者又は会員又は認定監査人に聞き取りを行い、申出内容が監査品質審査に該当する場合にはこれを受理す

る。

- 三. 第一項の予備審査において、以下のいずれかに該当する場合には、「品質審査申出書」の受理をしないことができるものとし、受理しない場合にはその旨を申出者に速やかに通知する。
- (1) 協会において既に解決した申出に係るものであるとき。
 - (2) 申出の内容に虚偽、誤解又は著しい不合理が認められるとき。
 - (3) 監査報告書提出日から 1 年以上経過したものであるとき。
 - (4) 裁判所において、現に訴訟、又は民事調停が行われ、又はそれらが終了した紛争に係るものであるとき。
 - (5) 弁護士会において、現に仲裁が行われ、又はそれが終了した紛争であるとき。
 - (6) 不当な目的で又はみだりに審査の申出を行ったと認められるとき。
 - (7) 当協会の会員以外で、かつ、当協会の認定監査人ではない者が行った監査のとき。
 - (8) 監査品質審査申し出を行った者が利害関係者、会員又は認定監査人のいずれでもないと認められるとき。
 - (9) その他理事会が不適切な申出と判断したとき。

第9条（監査品質審査の実施）

- 一. 審査委員会は、第7条1号又は2号に該当する場合には予備審査の終了後、第7条3号又は4号又は5号に該当する場合には理事会の決定後、原則として10営業日以内に専門委員で構成される審査チームを編成し、申出者（代理人を含む）又は審査対象者に対して監査品質審査の実施を通知する。ただし、再審査の場合には、前回の審査から独立した専門委員により審査チームを構成する。
- 二. 審査チームは、第4条3号に定める内容を確認し、審査基準を確定する。
- 三. 審査チームは、前項一に定める監査品質審査の実施通知を行ってから30日以内に、審査会議を開催し、申出者（代理人を含む）又は審査対象者、その他審査チームが必要と認める関係者に対し、審査会議への出席を求めることが出来る。
- 四. 審査チームは、審査会議において監査品質審査の対象となる監査に関わる事項につき事実確認のための事情を聴取する。事情聴取に当たっては必要に応じてそれぞれの関係者を含めることが出来る。なお、やむを得ない事情がある場合には、文書等による質疑に代えることができる。
- 五. 審査チームは、審査会議にて監査品質審査の対象となる監査が前二項で確定した基準を満たしているか否かを検討する。
- 六. 申出人が、正当な理由無く審査会議への出席等の監査品質審査への協力を拒否したときは、申出を取り下げたものとみなすことができる。
- 七. 審査対象者が、正当な理由無く審査会議への出席等の監査品質審査への協力を拒否

したときは審査を中止し、審査チームリーダはその事実と倫理審査の必要性について、倫理審査規程第6条3号に定める「倫理審査申出書」にとりまとめ、これを第10条第一項の報告書に代えて審査委員会に提出する。

第10条（監査品質審査結果と処置）

- 一. 審査チームは、原則として全員一致で、下記の各号に定める内容についての結論とその結論に至る理由について、報告書に取りまとめ審査委員会に報告する。ただし、意見が一致しない場合には各々の意見を提出することができる。
 1. 監査の瑕疵又は品質上の課題
 2. 重大な倫理違反の有無
 3. 監査の瑕疵又は品質上の課題があり、重大な倫理違反がないと認められる場合に、その瑕疵又は課題に対する改善方向
- 二. 審査委員会は審査チームが、審査対象者に重大な倫理違反あると認めたときには、倫理審査規程に定める手続きを開始する。
- 三. 審査委員会は審査チームが前一項3に従って監査の瑕疵又は品質上の課題への改善方向について報告した場合には、協会による改善支援活動の必要の有無と必要な場合の方向性を含む結論を決定し、速やかに理事会又は資格認定委員会に報告する。
- 四. 審査委員会は、前一項から三項の結論を監査品質審査の実施通知後3ヶ月以内に決定するように努める。
- 五. 監査品質審査の申出に対しての結論は、申出者（代理人を含む）又は審査対象者及び必要に応じてその他の関係者に速やかに通知する。

第11条（記録）

審査に関わる記録とその保存について適切に行う。

第12条（秘密保持）

理事・幹事、審査委員、審査チーム構成員、資格認定委員、並びにこれらの職にあった者及び監査品質審査に関わった者は、正当な理由なく、監査品質審査の実施に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第13条（規程の変更）

本規程の改定は理事会の議決による。

第14条（その他）

本規程に定めのない事項については理事会において別途定める。

附則 本規程は、2005年5月11日より適用する。

附則2条 本規程は、2022年3月10日より適用する。